

平成25年度
優良公民館表彰について

1 平成25年度 文部科学大臣表彰

○優良公民館表彰 高津市民館

表彰式：3月4日(火) 文部科学省第二講堂

2 平成25年度 神奈川県公民館連絡協議会表彰

○優良公民館表彰 麻生市民館岡上分館

○永年勤続表彰 職員5名

表彰式：1月24日(金) ヨコスカ・ベイサイド・ポケット

優良公民館表彰要綱

昭和46年8月26日
社会教育局長裁定
最近改正
平成21年6月30日

1 趣旨

公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 推薦の条件

推薦の対象となる公民館は、次の(1)～(3)の条件を満たす施設であり、(4)の①～⑩のうち複数の分野について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られるものとする。

(1) 設置者

社会教育法第21条第1項又は第2項に定める者が設置した公民館で、設置後2年以上経過しているものであること。

(2) 運営

開館日数が原則として年間290日以上であり、公民館運営審議会等の活動が充実しているものであること。

(3) 職員

社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有し、原則として、常勤の職員（兼務の職員、指定管理者の職員を含む）を配置していること。

(4) 事業

地域の実情に即して次の①～⑩のうち複数の分野について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られ、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行っているもの。

① 家庭教育の向上に資する学級・講座を実施するなど、家庭教育学習支援の拠点としての活動を行っているもの。

② 環境保全、国際理解、高齢化社会、人権等の現代的課題の取り組みを行っているもの。

③ 伝統文化継承活動、世代間交流活動など地域連帯意識の形成に資する活動を行っているもの。

④ 学習情報の収集・提供、学習相談事業を行うほか、学習グループを育成するなど学習者等に対する支援を行っているもの。

⑤ 指導者研修・ボランティアの養成事業などを行っているもの。

⑥ ボランティア活動等社会奉仕体験活動、自然体験活動等の活動を行っているもの。

⑦ IT学習環境の整備やIT講習会の実施などを行っているもの。

⑧ 学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO法人その他の民間団体、関係行政機関等との緊密な連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携を推進する取り組みなどを行っているもの。

⑨ 参加体験型事業の実施、大活字本や点字の資料の活用、託児サービスの充実などにより、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の事業への参加を促進するための取り組みを行っているもの。

⑩ 地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができる取り組みを行っているもの。

⑪ その他住民の学習需要や地域の特色を活かした多様な学習機会を提供しているもの。

3 推薦の方法

都道府県教育委員会は、推薦の条件に該当する域内市町村の公民館を市町村教育委員会の申し出により、2館以内を選考し、文部科学大臣あてに推薦する。なお、過去に優良公民館として表彰を受けたものを推薦する場合は、表彰後5か年を経過したものであること。また、推薦公民館の選考に当たっては委員会を設けるなど、適切な方法を講じること。

4 選考

文部科学省に優良公民館審査委員会を設け、各都道府県から推薦された公民館について書類審査により選考する。

5 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

(1) 表彰候補公民館に関する推薦書、調書等に不実の記載があると判明したとき

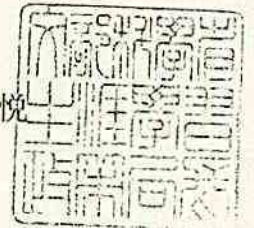
(2) 被表彰公民館において、法令等の重大な違反行為、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき

写 - 1

25文科生第521号
平成25年12月25日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長
清木 孝 悦



第66回優良公民館表彰について（通知）

標記について、貴教育委員会から推薦のあった下記の公民館が、優良公民館表彰審査委員会の審査の上、文部科学大臣により優良公民館表彰館として決定されましたので、お知らせします。

ついては、表彰式を平成26年3月4日（火）より文部科学省第二講堂において行いますので、参列者へお伝え願います。表彰式の詳細については、別途御連絡いたします。

記

被表彰公民館名	かわさきたかつしみんかん 川崎市高津市民館
被表彰公民館名	さがみはらしりつおやまこうみんかん 相模原市立小山公民館



第66回優良公民館表彰被表彰について

No.	都道府県名	推薦 順位	(ふりがな) 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
18	神奈川県	1位	かわさきしたかつしゅんかん 川崎市高津市民館	<p>川崎市の市民館は公民館と文化会館の二つの性格を持つ都市型の施設であり、高津市民館は平成9年に複合商業施設ノクティ2ビルの一部に移転した。高津区内の生涯学習支援拠点として、市民の「学び」を市民活動につなげる支援を積極的に展開している。</p> <p>【市民・行政協働・ネットワーク学習事業】 「高津区こども・子育てフェスタ」「チャレボラ2012(災害ボランティア体験)」「元気な川崎を知ろう!!」「健康づくり高津のつどい」「行政区地域教育会議」を開催し、その中で様々な企画を行っている。</p>
19	神奈川県	2位	さがみはらしりつおやまこうしゅんかん 相模原市立小山公民館	<p>小山公民館は、組織公民館として発足し、戦後の混乱期から今日までスポーツ・学習・文化活動を通じ地域のふれあいの場として大きな役割を果たしてきた。特にスポーツ活動が盛んであり、各種スポーツ大会での好成績が「体育の小山」の始まりとなった。</p> <p>【市民スポーツ大会】 「体育の小山」から受け継がれた健康づくりの普及・啓発及び体験型の事業として「市民スポーツ大会」「ミニウォーク・1日ハイキング」「市民健康まつり」を開催するほか、「メルヘンランド(子どもまつり)」「ミュージックフェスタ」を開催している。</p>

【 文部科学大臣 優良公民館 表彰受賞館 】

平成25年5月現在

年 度	回	公 民 館 名	年 度	回	公 民 館 名
昭和44	22	藤沢市立鵠沼公民館	3	44	該当なし
45	23	川崎市立高津公民館	4	45	川崎市麻生市民館
46	24	該当なし	5	46	藤沢市立辻堂公民館
47	25	平塚市立崇善公民館	6	47	川崎市宮前市民館
48	26	藤沢市立村岡公民館	7	48	相模原市立橋本公民館
49	27	該当なし	8	49	平塚市立中央公民館 藤沢市立善行公民館
50	28	相模原市立上溝公民館	9	50	伊勢原市立成瀬公民館
51	29	該当なし	10	51	藤沢市立湘南大庭公民館
52	30	藤沢市立藤沢公民館	11	52	藤沢市立湘南台公民館
53	31	川崎市多摩市民館	12	53	秦野市立西公民館
54	32	藤沢市立片瀬公民館	13	54	川崎市教育文化会館 相模原市立大野北公民館
55	33	相模原市立相模台公民館	14	55	座間市立座間市公民館
56	34	川崎市中原市民館	15	56	相模原市立大沢公民館 秦野市立北公民館
57	35	藤沢市立明治公民館	16	57	相模原市立新磯公民館 秦野市立東公民館
58	36	該当なし	17	58	相模原市立麻溝公民館 秦野市立南公民館
59	37	藤沢市立六会公民館	18	59	秦野市立鶴巻公民館 平塚市立金目公民館
60	38	藤沢市立長後公民館	19	60	秦野市立南が丘公民館 平塚市立大原公民館
61	39	川崎市幸市民館	20	61	秦野市立大根公民館 相模原市立田名公民館
62	40	藤沢市立御所見公民館	21	62	厚木市立森の里公民館 秦野市立上公民館
63	41	藤沢市立遠藤公民館	22	63	相模原市立相原公民館 秦野市立渋沢公民館
平成元	42	厚木市立小鮎公民館	23	64	相模原市立大野南公民館 秦野市立本町公民館
2	43	相模原市立大野中公民館	24	65	秦野市立堀川公民館 川崎市多摩市民館

神奈川県公民館連絡協議会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公民館事業活動の振興に貢献した公民館並びに公民館及び神奈川県公民館連絡協議会（以下「協議会」という。）の事業運営の円滑化に功績のあった職員等を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公民館 社会教育法（昭和24年法律第201号。以下「法」という。）第24条の規程に基づき、市町村の条例において設置している公民館及びそれに準ずる施設。（法第24条に規程する施設を含む。）
- (2) 職員等 前項の公民館に勤務し、若しくは勤務していた職員又は公民館の施設及び事務を所掌する神奈川県教育委員会及び市町村の職員並びに協議会の役員をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、優良公民館表彰、職員等功績表彰及び永年勤続表彰とする。

(優良公民館表彰)

第4条 優良公民館表彰は、表彰日の属する年の4月1日現在において施設の供用開始から5年が経過しており、他の模範となるような優れた公民館運営と事業活動を展開している公民館に対して授与する。ただし、過去に優良公民館として表彰を受けたものを推薦する場合は、表彰後5か年を経過したものであること。

(職員等功績表彰)

第5条 職員等功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し授与する。

- (1) 協議会の会長、副会長及び常任理事会理事の職を通算しておおむね3年以上勤め、かつ顕著な功績があった者。
- (2) 全国、関東ブロック及び神奈川県の公民館大会において研究、事例発表を行ない、公民館活動の振興に寄与したと認められる者。
- (3) 公民館活動に対する功績が特に顕著で、優良職員であると認められた者。

(永年勤続表彰)

第6条 永年勤続表彰は、常勤または非常勤の職員で、在職年数が通算して10年以上の者に対して授与する。

- 2 退職した職員等についての表彰は、その職を退いた後1年までとする。

(勤務年数の計算)

第7条 勤務又は在職年数は、毎年4月1日を基準として計算するものとする。

(表彰候補者の推薦)

第8条 神奈川県及び市町村の教育長並びに協議会の事務局長は、表彰に該当する公民館にあつては優良公民館表彰推薦書(第1号様式)及び優良公民館調書(第2号様式)職員等にあつては職員等功績表彰推薦書(第3号様式)、又、永年勤続者にあつては、永年勤続表彰推薦書(第4号様式)をもって会長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第9条 会長は、前条の推薦があつたときは、表彰選考委員会に諮って決定するものとする。

(表彰選考委員会)

第10条 表彰選考委員会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長をもって構成する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、神奈川県公民館大会において、表彰状を贈り行う。

2 表彰をうけるべき者が表彰前に死亡したときは、前項の表彰状等はその遺族に贈るものとする。

(重複表彰)

第12条 職員等功績表彰と永年勤続表彰は、それぞれの表彰要件に該当する場合においては、同一の者であっても重複して表彰することができる。

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

第14条 本会は必要に応じて細則を定めることができる。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年5月30日から施行する。
- 2 神奈川県公民館連絡協議会表彰要綱(昭和37年6月17日施行)は廃止する。
- 3 この規程は、平成8年5月15日から施行する。
- 4 この規程は、平成12年5月10日から施行する。
- 5 この規程は、平成17年5月12日から施行する。
- 6 この規程は、平成21年5月22日から施行する。
- 7 この規程は、平成22年5月21日から施行する。

平成25年11月29日

川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県公民館連絡協議会
会長 木下 敬之



平成25年度神奈川県公民館連絡協議会表彰受賞館（者）の決定
について（通知）

本協議会の活動につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、標記のことについて、神奈川県公民館連絡協議会表彰選考委員会にお
いて審議の結果、次のとおり表彰することに決定しましたので通知します。

また、被表彰館及び被表彰者あての通知につきましても同封しておりますの
で、貴職から送付していただくようお願いいたします。

なお、同通知において表彰式のご案内をさせていただいておりますので、被
表彰館長等の出席につきましても、格別の御配慮をお願いいたします。

優良公民館表彰館：川崎市麻生市民館岡上分館

永年勤続表彰者：川崎市中原市民館 館長 岩瀬 正人 氏

同 社会教育振興担当係長 細谷 妙子 氏

川崎市高津市民館 課長補佐 久米谷慎一 氏

川崎市麻生市民館岡上分館 分館長 加藤 宗一 氏

生涯学習推進課 生涯学習研修推進囑託員 越智 修 氏

問い合わせ先

事務局 岡田・猪飼

神奈川県教育委員会生涯学習部生涯学習課内

電話 045-210-8347

ファクシミリ 045-210-8939